

介護保険事業所における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所(以下「事業所」という。)が、坂井地区広域連合(以下「広域連合」という。)の介護保険被保険者への介護サービスの提供中に事故が発生した場合の事務手続きについて定めるものとする。

(事故の範囲)

第2条 事業所が広域連合へ報告する事故は、以下のとおりとする。

(1) サービス提供中に利用者が死亡又は負傷した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通じて全て含むものとする。

イ 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は報告外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

ウ 「負傷」とは、医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療(以下「治療等」という。)を要したものを報告対象とする。ただし、医師の治療等を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合には、全て報告対象とする。

エ 事業所側の責任や過失の有無は問わない。また、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含むものとする。

(2) 次に上げる食中毒・感染症等の発生が認められた場合

ア 同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒による死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒によると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ウ及びエに該当しない場合であっても、特に管理者が報告を必要と認めた場合
(例: 通常の発生動向を上回る感染症若しくは食中毒の発生が疑われる場合 等)

(3) 利用者の処遇に影響する従業員法令違反・不祥事等が発生した場合

(例: 業務上横領、個人情報紛失、送迎時の交通事故 等)

(4) 上記(1)、(2)及び(3)以外で、特に広域連合が報告を求めた場合

(例: 利用者の保有する財産を滅失させた場合 等)

(報告事項)

第3条 報告事項は、以下のとおりとする。

(1) 事故状況

ア 事故状況の程度

イ 死亡年月日(死亡に至った場合)

(2) 事業所の概要

ア 法人名

イ 事業所（施設）名

ウ 事業所番号

エ サービス種別

オ 所在地

(3)対象者

ア 氏名・年齢・性別

イ サービス提供開始日・保険者名

ウ 住所

エ 身体状況（要介護度、認知症高齢者日常生活自立度）

(4)事故の概要

ア 発生日時

イ 発生場所

ウ 事故の種類

エ 発生時状況、事故内容の詳細

オ その他特記すべき事項

(5)事故発生時の対応

ア 発生時の対応

イ 受診方法

ウ 受診先（医療機関名、連絡先（電話番号））

エ 診断名

オ 診断内容

カ 検査、処置等の概要

(6)事故発生後の状況

ア 利用者の状況

イ 家族等への報告（報告した家族等の続柄、報告年月日）

ウ 連絡した関係機関（連絡した場合のみ）

エ 本人、家族、関係先等への追加対応予定

(7)事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）

(8)再発防止策

（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）

(9)その他特記すべき事項

（報告の手順等）

第4条 報告は、事故報告書（様式）により行う。ただし、第3条に定める報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えないものとする。

(1)第一報

事業所は、事故が発生した場合、家族に連絡するとともに、広域連合に第3条の(1)から(9)について、可能な限り事故報告書（様式）に記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に提出する。

(2) 途中経過及び最終報告

事業所は、事故処理が長期化する場合は、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告する。

(報告に対する対応)

第5 広域連合は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該利用者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

事故への対応に当たって広域連合は、必要に応じて、福井県及び福井県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(その他)

第6 その他必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和 3年4月1日から施行する。

この要領は、令和 3年10月1日から施行する。